

(午後1時30分 開会)

- 事務局長 農業委員会事務局長を拝命しております中村隆一と申します。どうぞよろしくお願  
いいたします。
- 本会議は任命後最初の総会でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第  
1項ただし書の規定によりまして大仙市長が招集しております。
- 会議に先立ちまして農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、大仙市  
議会の同意を受け市長が任命する委員の皆様へ辞令の交付を行います。なお、交付に  
つきましては、仮議席順で行いますので、お名前を呼ばれた方は、お一人ずつ市長の  
前のほうにお進みいただき、辞令をお受け取りくださるようお願い申し上げます。
- 市長は前のほうにどうぞお進みください。  
それでは、佐藤敏光様。
- 佐藤委員 はい。
- 市長 辞令を交付させていただきます。  
佐藤敏光。大仙市農業委員会委員に任命する。  
令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
- 事務局長 足達信廣様。
- 足達委員 はい。
- 市長 足達信廣。大仙市農業委員会委員に任命する。  
令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
- 事務局長 茂木靖雄様。
- 市長 茂木靖雄。大仙市農業委員会委員に任命する。  
令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
- 事務局長 伊藤悟様。
- 市長 伊藤悟。大仙市農業委員会委員に任命する。  
令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
- 事務局長 佐々木忠永様。
- 市長 佐々木忠永。大仙市農業委員会委員に任命する。  
令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
- 事務局長 菅原廣太郎様。
- 菅原委員 はい。
- 市長 菅原廣太郎。大仙市農業委員会委員に任命する。  
令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
- 事務局長 鈴木正雄様。

鈴木（正）委員 市長	はい。 鈴木正雄。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
事務局長	信田浩則様。
信田委員 市長	はい。 信田浩則。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。どうぞよろしく申し上げます。
事務局長 市長	本間隆喜様。 本間隆喜。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
事務局長 市長	細谷精悦様。 細谷精悦。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
事務局長 市長	泉芳博様。 泉芳博。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
事務局長 市長	三浦功様。 三浦功。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。どうぞよろしく申し上げます。
事務局長 玉井委員 市長	玉井慎太郎様。 はい。 玉井慎太郎。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
事務局長 市長	渡邊敏雄様。 渡邊敏雄。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
事務局長 市長	小松伸一様。 小松伸一。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。

事務局長	高橋勝範様。
市 長	高橋勝範。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
事務局長	鈴木靖浩様。
市 長	鈴木靖浩。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
事務局長	伊藤又エ門様。
市 長	伊藤又エ門。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
事務局長	佐藤吉男様。
市 長	佐藤吉男。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
事務局長	齊藤亘様。
齊藤委員	はい。
市 長	齊藤亘。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
事務局長	田村誠市様。
市 長	田村誠市。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
事務局長	高川吉昭様。
市 長	高川吉昭。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
事務局長	長澤信徳様。
市 長	長澤信徳。大仙市農業委員会委員に任命する。 令和2年7月31日。大仙市長、老松博行。よろしく申し上げます。
事務局長	以上をもちまして、辞令の交付を終了いたします。
事務局長	それでは、ただいまから第1回大仙市農業委員会総会を開催いたします。
	(午後1時42分 開議)
事務局長	初めに、本総会の招集者であります老松市長よりご挨拶申し上げます。

市長

本日、令和2年度第1回大仙市農業委員会総会を招集いたしましたところ、委員各位におかれましては、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいま新制度に移行した農業委員会法のもとで改選を迎え、新たに任命された23名の農業委員の皆様へ辞令を交付させていただきました。皆様には農地利用の最適化を推進していただきますとともに、農地法に基づく様々な事務につきまして執行いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

任命後の最初の総会ということでありますので、本日は会長及び会長職務代理者の互選、また今回改選されました農地利用最適化推進委員の委嘱など多くの案件につきましてご審議をいただきます。皆様には慎重かつ円滑なご審議をよろしくお願い申し上げます。

さて、今月中旬に農林水産省が発表した2018年度市町村別農業産出額によりますと、大仙市は品目別では米と豆類で1位となっており、農業全体におきましても県内で2番目となっております。米は東北でも1位、そして全国では2位という実績がありますが、これもひとえに農家の皆様のたゆまぬご努力のたまものであり、深く敬意を表するものであります。

しかしながら、皆様ご承知のとおり農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、農家の皆さんの高齢化や後継者不足を初め遊休農地の増加、米価の下落など様々な課題を抱えております。加えて新型コロナウイルスによる首都圏での感染拡大など、予想もつかない出来事も加わり、ますます先を見通すことが難しい状況となっております。

このような中、大仙市では基幹産業であります農業の持続的発展のため様々な施策を実施しているところであります。今年3月には農業と食に関する活性化基本構想を決定し、具体的な施策・事業につきましてはアクションプランに掲げ、その実現に向けて取り組むこととしております。さらには第3次大仙市農業振興計画が今年度で終了することから、令和3年度から向こう5年間の指針となります新たな農業振興計画を策定すべく策定委員会を立ち上げ、先般、第1回目の委員会を開催したところであります。

今後は、委員会におきまして活発な議論をいただきながら、今年度中に皆様に計画をお示ししたいと考えております。今後も国の動向を見据えながら、安定的で持続可能な地域農業の実現を目指して、必要な施策を引き続き展開してまいりたいと考えております。

しかしながら、こうした取組は行政のみでは成し得ないものであります。農業者の皆様、農業団体、関係機関との連携協力が必要であり、特に地域の課題や地理的条件などに精通し、農業者への適切な助言や指導を実施される農業委員の皆様のお力が大変重要となっております。農業委員の皆様には特段のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、農業政策推進のかなめとなります農業委員の皆様のみならずのご健勝とご活躍をご祈念申し上げますとともに、本市農業の持続的な発展を心から念願いたしましたして招集の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局長

ありがとうございました。

ここで、農業委員にご就任されました委員の皆様より、お一人お一人から自己紹介をいただくところではございますが、時間の関係もございまして、お手元にお渡ししました名簿をもって自己紹介にかえさせていただきますと思います。

農業委員23名の皆様、これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、今回、農業委員の皆様23名となっておりますが、お一人、急遽就任を辞退という形で、健康上の理由によりまして辞退ということになりました。この場をお借りしましてご報告させていただきます。

それでは、次に次第4の臨時議長を選出を行います。

本日は、任命後、初の総会でありますので、会議の議長となる会長が選出されるまでの間、議長の職務を行なう臨時議長を選任しなければなりません。臨時議長の選任は老松市長よりお願いします。

市長

それでは、地方自治法第107条の規定を準用いたしまして、最年長の委員に臨時議長をお願いしたいと思います。出席委員の中で泉芳博委員が最年長でありますので、泉芳博委員をお願いしたいと存じます。

事務局長

それでは、泉芳博委員、臨時議長をよろしくお願いいたします。  
会場の設定でございますので、暫時休憩といたします。

(午後1時46分 休憩)

事務局長

休憩前に引き続きまして会議を再開します。

(午後1時49分 再開)

事務局長

臨時議長の泉委員には議長席のほうにお着きいただき、会議の進行をお願いいたします。

臨時議長

それでは、議長になりました泉芳博です。  
臨時議長に選任されました。新会長が選任されるまでの間、暫時議長を務めさせていただきます。委員の皆様には、会議の円滑な推進をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行いたします。

本日の出席委員は23名出席です。農業委員会等に関する法律第27条の第3項及び大仙市農業委員会会議規則第9条の規定により、在籍委員の過半数が出席していることから、会議が成立していることを宣言いたします。

臨時議長

次に、次第5の議事録署名委員を指名したいと思います。当席より指名して異議ございませんか。

(異議なしの声)

臨時議長

異議なしの声がありますので、まず議事録署名委員には、後ほど行われる議席決定後の1番と2番の委員をお願いいたします。

また、議席の件ではありますが、ただいま仮議席にお座りいただいております。後ほど、くじにより正式な議席が決定されますので、その際は、決定された議席にご移動をお願いいたします。

それでは、これより議事日程に基づき会議を進めてまいります。

臨時議長

日程第1、会長の互選について議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長

日程第1、「会長の互選について」をご説明申し上げます。

会長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項及び大仙市農業委員会規則第2条第3項の規定により、会長は、委員が互選した者をもって充てると明記されております。

互選とは、関係者の中から、ある役に就く人を互いに選挙をして選び出すことであり、大仙市農業委員会規則第3条第1項の規定により、委員が無記名投票を行い、得票の最多数を得た者を当選人とすることとなっております。なお、同条のただし書の規定によりまして、出席委員の過半数の同意に

より、投票以外の方法も可能でございます。選出方法につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

臨時議長

説明が終わりました。  
それでは、選出方法についてお諮りいたします。  
会長の選出については、投票が基本ですが、出席議員の過半数の同意で投票以外でも可能となっているようです。選出方法はどうしたらよろしいでしょうか。  
ご発言ありませんか。  
(発言の声なし)

臨時議長

発言がありませんので、当席より指名推選により選出したいと考えますが、投票以外の選出方法については出席委員の過半数の同意が必要です。  
それでは、お諮りいたします。  
会長の選出方法を指名推選とすることに賛成の委員は挙手を願います。  
(賛成者挙手)

臨時議長

全員賛成であります。  
よって、会長の選出方法は、指名推選によることに決定いたしました。  
それでは、会長に推選したい委員がおりましたらご発言お願いいたします。  
2番、足達委員さん。

足達委員

2番の足達です。  
私からは推薦したい方ですけれども、仮議席10番、中仙地域の細谷精悦さんを推選したいと思います。皆さんご承知のとおり、細谷精悦さんはこれまで我々委員の代表として、そしてまた総会の議長として事務を務められました。また、農業会議副会長を初め全県、全国との太いパイプも持っております。大変ご難儀をかけますけれども、引き続き会長にと思ひまして推選いたします。

臨時議長

ただいま足達委員より細谷精悦委員を推選する意見がございました。  
ほかにございませんか。  
(なしの声)

臨時議長

ないようですので、それではお諮りいたします。  
ただいま指名推選のあった細谷精悦委員を大仙市農業委員会会長とすることに賛成の委員は挙手を願います。  
(賛成者挙手)

臨時議長

全員賛成であります。  
よって、細谷精悦委員を大仙市農業委員会会長とすることを決定し、併せて当選の告知といたします。  
これをもって、臨時議長の職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長

臨時議長の泉芳博委員、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。  
それでは、ただいま選出されました細谷精悦委員には議長席にお着きいただき、会長就任のご承諾を兼ねてご挨拶をお願いいたします。

(拍手)

議長

ただいま推選をいただきました。前回も会長をやらせていただきましたけれども、

本当にありがたく思っております。日頃から皆さんにはいろいろとご迷惑をかけたり、いろいろすることもありましたけれども、大仙市農業、これから少子高齢化の関係で担い手も少なくなっていくような状態ですけれども、幾らでもこの農業委員会が大仙市並びに自分たちの地域で農業委員の人方、推進の人方が活躍できるように、これから3年間、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。

(拍手)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、大仙市農業委員会会議規則第8条の規定により、以降の議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

議 長

それでは、議事日程に基づき会議を進めてまいります。

議 長

日程第2、「会長職務代理者の互選について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長

会長職務代理者の互選についてご説明を申し上げます。

会長職務代理者につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び大仙市農業委員会規則第2条第3項の規定により、会長及び会長職務代理者は委員が互選した者をもって充てると明記されております。

互選とは先ほど会長の互選でも説明したとおりでございます。

大仙市農業委員会規則第6条第1項の規定により、委員が無記名投票を行うということでございますが、ただし書の規定によりまして過半数の同意により投票以外の方法も可能となっております。選出方法につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。

それでは、選出方法についてお諮りいたします。

会長職務代理者の選出については、投票が基本ですが、出席委員の過半数の同意で投票以外でも可能となっているようです。選出方法はどのようにしたらよろしいでしょうか。

ご発言はありますか。

(発言の声なし)

議 長

ないようですので当席より指名推選したいと考えますが、投票以外の選出方法については出席委員の過半数の同意が必要です。

それでは、お諮りいたします。

会長職務代理者の選出方法を指名推選とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、会長職務代理者の選出方法は、指名推選によることに決定しました。

それでは、会長職務代理者に推選したい委員がおりましたらご発言願います。

佐々木委員。

佐々木委員

5番、佐々木です。

私からは、西仙北からの菅原廣太郎委員を推薦したいと思います。前期も会長職務代理者として経験もございますし、広い見識もありますので適任者だと思います。よろしくをお願いします。

議 長           ただいま、菅原委員を推選する意見がございました。  
ほかにございませんか。  
                  (なしの声)

議 長           ないようですので、それではお諮りいたします。  
                  ただいま指名推選のあった菅原委員を大仙市農業委員会会長職務代理者とする  
                  ことに賛成の委員は挙手を願います。  
                  (賛成者挙手)

議 長           ありがとうございます。全員賛成であります。  
                  よって、菅原委員を大仙市農業委員会会長職務代理者とすることに決定し、併せて  
                  当選の告知をいたします。  
                  それでは、ただいま選出されました菅原委員には就任のご承諾を兼ねて、自席で  
                  ご挨拶をお願いいたします。

会長職務代  
理者           6番、菅原廣太郎です。ただいまご指名いただきました。会長職務代理ということ  
                  で、まずは前回までも職務代理者として務めさせていただいたわけですがけれども、皆  
                  様の深いご理解いただき、大きな問題もなく遂行できましたこと、心よりお礼を申し  
                  上げたいと思います。そしてまた新たな気持ちを持って職務代理者、早く言えば会長  
                  の女房役というような形になるわけですがけれども、今まで以上に精励し会長を支えて  
                  いきたいと思っておりますので、どうか皆様のご支援いただきますよう、よろしくお願  
                  いいたします。挨拶とさせていただきます。

(拍手)

議 長           次に、日程第3、「議席の指定について」を議題とします。  
                  事務局の説明を求めます。

事務局長

日程第3、議席の指定についてご説明申し上げます。

議席の指定方法は、大仙市農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の議席は、委員会  
が成立した最初の会議において、くじでこれを定めることとなっております。このことから、くじ引  
を実施し議席の指定を行うものであります。

議 長           ただいま事務局より、議席の指定方法はくじにより指定するという説明がありました。  
                  た。

                  なお、1番から24番までの議席番号を指定することになりますが、今後の議事進  
                  行上、前例に従い、1番は会長職務代理者、24番を会長の議席とすることにご異議  
                  がなければそのように指定し、2番から23番までの議席について指定させていただ  
                  きたいと存じます。

                  なお、くじ引で議席が指定されましたら、名簿を作成し事務局から発表いたします。  
                  その後、指定された議席に移動していただきますので、それまでは仮議席で着席願  
                  います。

                  以上、議席の指定方法についてご異議ございませんか。

                  (異議なしの声)



議 長

異議なしという声がありますので、くじにより議席を指定いたします。  
それでは、2番から23番までの議席を指定させていただきます。  
事務局、準備をお願いします。  
なお、くじを引く順番ですが、仮議席番号順にくじを引かれるようお願いいたします。

(くじ引き)

議 長

くじ引により議席が指定されました。  
議席順名簿を作成するため、暫時休憩いたします。

(午後2時10分 休憩)

議 長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後2時21分 再開)

議 長

それでは、議席番号と氏名を事務局長が朗読いたします。

事務局長

それでは、私から、議席番号と氏名を順次朗読いたします。

1番 菅原 廣太郎委員    2番 玉井 慎太郎委員    3番 長澤 信徳委員  
4番 本間 隆喜委員    5番 三浦 功委員    6番 小松 伸一委員  
7番は欠番となっております。  
8番 茂木 靖雄委員    9番 齊藤 亘委員    10番 伊藤 又エ門委員  
11番 泉 芳博委員    12番 佐藤 敏光委員    13番 高橋 勝範委員  
14番 田村 誠市委員    15番 高川 吉昭委員    16番 鈴木 靖浩委員  
17番 佐々木 忠永委員    18番 佐藤 吉男委員    19番 鈴木 正雄委員  
20番 渡邊 敏雄委員    21番 伊藤 悟委員    22番 足達 信廣委員  
23番 信田 浩則委員    24番 細谷 精悦会長となっております。

議 長

大仙市農業委員会委員の議席は、ただいま事務局長が朗読したとおり指定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありますので、議席番号については、ただいま事務局長の朗読のとおり指定いたします。

なお、任期中は議席の変更はないことを申し添えさせていただきます。  
それでは、議席が指定されましたので、指定された議席にご移動願います。  
座席移動のため、暫時休憩いたします。

(午後2時24分 休憩)

議 長

休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後2時25分 再開)

議 長

議案第1号「農地専門委員会、農政専門委員会、広報専門委員会の委員について」を議題とします。

事務局長

ただいま議案をお配りいたしますので、少々お待ちください。  
お待たせしました。

議案第1号 農地専門委員会、農政専門委員会、広報専門委員会の委員について  
大仙市農業委員会専門委員会設置規程第3条の規定により、各専門委員会の委員について、別紙のとおり本委員会の承認を求める。

令和2年7月31日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 事務局の説明を求めます。

事務局長

議案第1号についてご説明申し上げます。

各専門委員会の委員は、大仙市農業委員会専門委員会設置規程第3条に基づき、会長が委員会に諮って、これを選任すると規定されております。

農地専門委員会及び農政専門委員会の構成員は、会長及び会長職務代理者を含む13人以内、広報専門委員会は、会長、会長職務代理者を含めて委員10名の構成員となっております。

なお、専門委員会は、農業委員会の皆様のみ構成となっております。農業委員の皆様のみ構成となっております。

各専門委員会の構成員は、先ほどお渡ししました名簿に農地、農政、広報という形で丸印をさせていただきますましたが、名簿のとおりとなっております。

各専門委員会の委員については以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

議長 それでは、お諮りいたします。  
ただいま事務局が朗読した各専門委員会委員を別紙のとおり承認することについてはご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありますので、各専門委員会の委員につきましては、各専門委員名簿のとおり承認することに決定いたしました。

議長 それでは、農地専門委員会、農政専門委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。  
終了後、広報専門委員会を開催くださるようお願いします。  
事務局から通知してください。

事務局長 農地専門委員会は、この場所、イベントホールにて、会長、そして事務局から藤原、そして小林が出席いたします。  
農政専門委員会は、1階の世代交流室において、会長職務代理者、事務局から私と高橋が出席いたします。  
広報専門委員会は、両委員会が終了した後、1階の世代交流室において、会長、会長職務代理者、事務局から私と高橋が出席いたします。

議長 それでは、委員長及び副委員長が決まるまで暫時休憩いたします。  
各委員は移動してください。  
(午後2時30分 休憩)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。  
(午後2時46分 再開)

議長 それでは、専門委員会の委員長及び副委員長について事務局より報告願います。

事務局長 農地専門委員会委員長に、渡邊 敏雄委員、副委員長に小松 伸一委員。  
農政専門委員会委員長に、伊藤 又エ門委員、副委員長に長澤 信徳委員。

広報専門委員会委員長に茂木 靖雄委員、副委員長に齊藤 亘委員と決定いたしました。

議 長

それでは、ただいま選出されました各専門委員会の委員長においては、自席において就任のご挨拶をお願いいたします。

初めに、農地専門委員会委員長、渡邊敏雄委員、お願いします。

渡邊農地専門委員長

20番、渡邊です。

私も何年も正直言って長い間やっていますけれども、実はこういったコロナの影響というのは経済的な影響がどんなことになるだろうかという、よい方向にはなっていない、すくなくとも悪くなってくる、でも農業者にとっては大切な時期がこれからもずっと、それこそ食と農業を守っていくという点ではまだまだ注目されるべきと、私どもの仕事であります。そういった中でこの農地を守るという基本的な姿勢を貫きながら皆さんと共にご協力を得ながら進めてまいりたいと思います。よろしく願い申し上げます。（拍手）

議 長

ありがとうございます。

次に、農政専門委員会委員長、伊藤又エ門委員にお願いします。

伊藤農政専門委員長

10番、伊藤でございます。

前は農地専門委員の委員長をやらせてもらいまして、今回は農政ということで続けてでありますけれども、なかなか農政関係もいろいろ振り回されるような感じもありますけれども、皆様のご協力を得ながら3年間を全うしていきたいと思っております。どうかひとつよろしくお願いします。（拍手）

議 長

ありがとうございました。

次に、広報専門委員会委員長、茂木靖雄委員にお願いいたします。

茂木広報専門委員長

8番の茂木です。

今回、広報専門委員長ということで、どんな広報をするか分かりませんが、皆さんの協力を得ながら3年間、広報専門委員長として頑張っていきたいと思っております。どうかよろしくお願します。（拍手）

議 長

ありがとうございました。

議 長

次に、議案第2号「秋田県農業会議普通会员の承認について」を議題とします。

事務局長

議案第2号 一般社団法人秋田県農業会議普通会员の承認について

一般社団法人秋田県農業会議定款第6条第4項第1号の規定により、会長を秋田県農業会議普通会员とすることについて本委員会の承認を求める。

令和2年7月31日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

事務局長

議案第2号についてご説明申し上げます。

一般社団法人秋田県農業会議定款第6条第4項第1号の規定では、秋田県内各市町村の農業委員会会長または当該農業委員会が指名した委員を普通会员とすることが記載されてございます。これまで

は前例により会長が普通会員となっております。今回も会長が普通会員でよろしいかご審議いただき承認を求めるものでございます。

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
質疑等ございませんか。  
(なしの声)

議 長 それではお諮りいたします。  
議案第2号「一般社団法人秋田県農業会議普通会員の承認について」、会長が普通会員になることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でありますので、議案第2号「一般社団法人秋田県農業会議普通会員の承認について」は、会長が普通会員となることに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「大仙市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局長 議案第3号 大仙市農地利用最適化推進委員の委嘱について  
農業委員会等に関する法律第17条の規定により、大仙市農地利用最適化推進委員の委嘱について審議を求める。  
令和2年7月31日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局長

大仙市農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱することになっておりますので、委員会の承認を求めるものでございます。

推進委員につきましては、大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第6条に規定された推進委員候補者評価委員会を5月13日及び6月10日に開催し、協議、検討を重ねまして、議案の次のページにある39名が候補者となっております。定数40名でございますが、今回委員の急遽の欠員の関係で推進委員のほうにつきましても39名となっておりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
質疑等ございませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑ないようですので、議案第3号「大仙市農地利用最適化推進委員の委嘱について」、原案の候補者を農地利用最適化推進委員に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でありますので、議案第3号「大仙市農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、候補者を農地利用最適化推進委員に承認し、委嘱することに決定いたします。



事務局長	佐藤昇様。
会 長	佐藤昇。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	藤原正美様。
会 長	藤原正美。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	竹原まゆみ様。
会 長	竹原まゆみ。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	黒川雄一様。
会 長	黒川雄一。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	伊藤重成様。
会 長	伊藤重成。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	小笠原喜悦様。
会 長	小笠原喜悦。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	佐々木京子様。
会 長	佐々木京子。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	大友金己知様。
会 長	大友金己知。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	岩田長市様。
会 長	岩田長市。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	高橋章夫様。
会 長	高橋章夫。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	伊藤俊雄様。
会 長	伊藤俊雄。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	安部寛治様。
会 長	安部寛治。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	鈴木清敏様。

会 長	鈴木清敏。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	坂本公紀様。
会 長	坂本公紀。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	高橋純悦様。
会 長	高橋純悦。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	橋本光穂様。
会 長	橋本光穂。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	武藤秀一様。
会 長	武藤秀一。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	菅原俊一様。
会 長	菅原俊一。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	加藤末道様。
会 長	加藤末道。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	伊藤伊佐美様。
会 長	伊藤伊佐美。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	佐々木茂治様。
会 長	佐々木茂治。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	今野一博様。
会 長	今野一博。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	樫尾茂樹様。
会 長	樫尾茂樹。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	大野純雄様。
会 長	大野純雄。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	茂木貴光様。
会 長	茂木貴光。以下同文です。よろしく申し上げます。

事務局長	川原憲一様。
会 長	川原憲一。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	高橋剛様。
会 長	高橋剛。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	明平哲雄様。
会 長	明平哲雄。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	小松一也様。
会 長	小松一也。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	谷口彰様。
会 長	谷口彰。以下同文です。よろしく申し上げます。
事務局長	以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。 それでは、会長からご挨拶を申し上げます。 すみません、ちょっとお待ちください。 すみませんでした。改めまして会長からご挨拶を申し上げます。
	(会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 大仙市農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、これから担当する区域について、農地利用の最適化に関しご尽力をいただくこととなりますので、何とぞよろしくご挨拶申し上げます。
議 長	これをもちまして、会議案件は全て終了いたしました。 そのほか、事務局のほうから何かございませんか。 局長。
事務局長	すみません。初めに私のほうから、事務局の職員を紹介させていただきたいと思えます。本日、この会に出席しております職員はこちらから、初めに農業委員会事務局の農地班班長、藤原千鶴参事でございます。
参 事	よろしくご挨拶いたします。
事務局長	続きまして、同じく農地班の小林習之主幹でございます。
主 幹	よろしくご挨拶いたします。
事務局長	同じく農地班の佐藤寛之副主幹でございます。
副主幹	よろしくご挨拶いたします。



事務局長	続きまして、総務振興班、班長の高橋慎主幹でございます。
主 幹	よろしく申し上げます。
事務局長	次に、大曲分室の早坂亮兵主任でございます。
大曲分室主任 事務局長	よろしく申し上げます。 西仙北分室の中野絵巳副主幹でございます。
西仙北分室 副主幹 事務局長	よろしく申し上げます。 中仙分室、高橋宏範主幹でございます。
中仙分室主 幹 事務局長	よろしく申し上げます。 続いて、協和分室の津島広信副主幹でございます。
協和分室副 主幹 事務局長	よろしく申し上げます。 南外分室の高橋保乃佳主事でございます。
南外分室主 事 事務局長	よろしくお願いたします。 仙北分室の竹村智子主幹でございます。
仙北分室主 幹 事務局長	よろしく申し上げます。 太田分室の伊藤久子主幹でございます。
太田分室主 幹 事務局長	よろしく申し上げます。 以上でございます。 なお、本日、この会場に来ていない農業委員会担当がおりますので、お名前のみ紹介させていただきます。 農業委員会事務局では、中村強主査。 大曲分室では、大隅寿範主幹。 西仙北分室では、佐藤彰子主幹。 中仙分室では、藤川美由紀主席主査。 協和分室では、稲葉久則主査。 南外分室は、佐藤祐子主査。 仙北分室は、寺村彰浩主査。 太田分室、高橋一平主査でございます。 今後、委員の皆様方には大変お世話になりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。 以上でございます。
議 長	ほかにありませんか。高橋主幹。
主幹（高）	事務局の高橋ですが、私のほうから事務連絡といたしまして、お配りしております農

業委員会の総会関連日程表と農業委員会等公務災害補償制度の資料につきまして、関連した事項を含めまして幾つかご説明させていただきたいと思ひます。

資料のほうはよろしいでしょうか。

まず初めに、令和2年度大仙市農業委員会総会関連日程表をご覧いただきたいと思ひます。こちらの日程表です。

すみません、今、資料を配付しますので少々お待ちください。

資料の配付漏れがありまして大変申し訳ございませんでした。もう一度資料の確認ですけれども、令和2年度大仙市農業委員会総会関連日程表、皆さんお手元にございますでしょうか。それともう一つの資料ですけれども、農業委員会等公務災害補償制度の資料ですけれども、お手元にございますでしょうか。皆さん、資料が渡ったようですので、説明を続けさせていただきたいと思ひます。

まず初めに、令和2年度大仙市農業委員会総会関連日程表をご覧いただきたいと思ひます。

こちらは、令和2年度の総会の開催日と会場が記載されております。総会の開催日は毎月7日を基準といたしまして会場等を調整しながら開催日を決定しております。会場は主に神岡農村環境改善センターという施設を使用いたしております。ただし諸般の事情により総会開催日、会場等に変更が生じた場合は、その都度、通知にてお知らせしております。

続きまして、総会の出席につきましてご説明いたします。

会議規則第6条第2項に、委員等は事故等のために会議に出席できないときは、当日の開会時刻までにその旨を会長に届け出なければならないと定められております。したがひまして当日急遽会議を欠席する場合以外は、前日までに事務局へご連絡してくださいますようよろしくお願ひいたします。

次に、議案申請の締切日についてご説明いたします。

農地法第3条、4条、5条及び農業経営基盤強化促進法の申請の締切日につきましては、毎月20日を受付締切日とさせていただきます。

なお、20日が休日等の場合は休日等の前日を締切日とさせていただきますのでご注意願ひます。

次に、総会議案書の送付及び議案の説明等についてでございます。

委員の皆様には、遅くとも総会開催日の3日前までに議案書をお届けいたします。

続いて、議案書の説明についてであります。本来であれば全部の案件について説明できればよいのですが、時期によりまして議案の件数が大幅に増減いたします。例年月平均約150件ほどの案件が上程されております。したがひまして議案の説明には審議などに相当な時間がかかりますので、基本的に次のような形を取らせていただいております。

まず、農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法につきましては、事務局サイドで特に説明が必要な案件を選ばせていただきまして説明をする形といたしております。

また、農地法第4条及び5条につきましては全てが説明案件となりまして、事務局から説明をいたします。さらに、その他の案件につきましても全て説明いたします。

なお、4条、5条例の案件につきましては、実際に現地を確認していただいた農業委員の方から補足説明をしていただいております。

次に、議事参与の制限についてでございます。これは農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、農業委員及び親族等に関係のある議案につきましては議事に参加することができないと定められております。したがひまして、このような案件が上程されますと退席案件として取り扱われ、議決権のある農業委員は議場から退場を求められることとなっております。この場合、所有権移転、賃貸権、使用貸借権の新規更新に関わらず、委員に関する全ての案件において退席となります。

なお、このことはあくまでも農業委員に関するものでありまして、農地利用最適化推進委員には該当しませんのでご承知お願ひします。

次に、農業委員等の公務災害補償制度についてご説明いたします。皆さん、資料の

ほう、よろしいでしょうか。

お手元にある制度の内容を記載した資料をご覧いただきたいと思います。

この保険制度は、一般社団法人全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員が公務中の事故によって死亡または入院、通院した場合に保険金をお支払いする制度でございます。

そこで委員の皆様をお願いでございますが、本日新たに農業委員、農地利用最適化推進委員がそれぞれ決まりましたので、手続の関係上、8月の報酬よりA型の保険料、1口1,000円を引かせていただきたいと考えております。急なお願いで大変恐縮ですが、この制度をご理解していただき、何とぞご賛同くださいますようお願いいたします。

それから、最後になりますが、皆様のお手元に各委員の名前が記載された封筒があると思います。その封筒の中に入れております配付物等について申し上げたいと思います。配付物は各委員によって若干異なっておりますので注意してお聞き願いたいと思います。

まずは、皆様全員に業務必携と身分証明書と公務災害に関するパンフレットをお配りしております。もう一度繰り返します。皆様全員に業務必携と身分証明書と公務災害に関するパンフレットをお配りしております。

続いて、今回新しく農業委員及び最適化推進委員になられた方には、委員バッジ、委員手帳、活動記録セット、帽子、腕章をお配りしております。繰り返します。今回新しく農業委員及び最適化推進委員になられた方には、委員バッジ、委員手帳、活動記録セット、帽子、腕章をお配りしております。その中の活動記録セットにつきましては、冊子の中に活動記録簿の記入例が記載されておりますので、そちらを参考にしまして月々の活動の記録をご記入願います。またこの活動記録セットは、総会のときに毎回毎回ご持参くださいますようお願いいたします。

続いて、農業委員から最適化推進委員になられた方または最適化推進委員から農業委員になられた方には、委員バッジをお配りしておりますので、それぞれご確認願います。もし不足しているものなどがございましたら、後で事務局のほうまでご連絡願います。

私のほうからは以上です。

議長

ほかにありませんか。  
(発言の声なし)

議長

農業委員、推進委員の皆さんは何かありませんか、聞きたいこと。  
足達委員。

足達委員

22番の足達です。ちょっと確認ですけれども、委員が欠員になっているということですが、この後の取扱いはどうなるのかということと、それから先ほど事務局のほうからスタッフの方の分室の方々を紹介していただきましたけれども、我々委員は年度初めに現場でいただいています。今回新たになった委員の方々にはペーパーで配付してくださるようお願いいたします。

それと、先ほど日程説明の中で説明案件の取扱いについてそれぞれ説明されましたけれども、これについてもペーパーとして渡していただければ幸いですと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局長

初めに、欠員の取扱いについて、でございますが、この後、議会のほうに人員補充のための人事案件を上程するわけでございますが、9月の定例会の冒頭で人事案件を上程したいと考えております。ですので、8月の総会は欠員のままということになります。9月は間に合うかなと思いますが、日程ではそのように考えております。併せて推進委員のほうも同じ日程で進めたいなというふうには考えておりますが、今現在

の予定としてはそうなっております。

次に、職員の名簿というかペーパーでお配りする件につきましては、この後、新たに推進委員になられた方に対しましてお配りするよういたします。

併せて、ただいまご指摘のございました説明案件等の取扱いにつきましても、同様にペーパーでお配りしたいと考えてございますので、議案の配付に合わせてお配りしたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

議 長 　　いいですか。

足達委員 　　はい。

議 長 　　ほかにありませんか。  
(発言の声なし)

議 長 　　なければ、私のほうから。

農業委員会の全国農業新聞ですけれども、2か月4部というか2週間に1回、皆さんのうちに行く新聞ですけれども、農業委員、また推進委員の方、まだまだ取っていない方もおられると思いますので、年間大した額ではありませんので、これは委員としての農業委員会の方と、また農政情報等、いろいろ政策等載っている新聞です。農業会議所を出している新聞ですので、必ず購読願うようお願いしたいと思います。

また、農業者年金、なかなか大仙市でも目標を10人にしても三、四人しか入らない状態です。担い手が県内では一番多い地域の割には、いろんなそういうのに入る若い人がいないということで、こちらのほうも皆さんからいろいろ協力をもらって何とか年金のほうをよろしく願いしたいと思います。

あと、農地利用最適化の交付金ですけれども、これは活動すれば活動するほど入ってくる自分のお金です。2,000何百万の予算がありますので、本当にこの2,000何百万をみんなで活用できるように、本当に頑張っって日々の農作業のほかに農業委員会活動をしていただきたいと思います。

それと最後になりますけれども、特に推進委員の皆様にはですけれども、いろいろ全体の会議をやっても農地利用調整会議をやっても、参加率がかなり低くなっております。これは市議会でもちょっと問合せされていますし、農業会議のほうでもやっぱり心配しているようなところなんです。何かと忙しいかも分かりませんが、農業委員と推進委員は同じ身分ですので、そこら辺をご理解の上、できるだけ会議のあるときにご参加願いたいと思いますので、これから3年間いろいろ忙しいかもしれませんが、ご協力よろしく願いします。

議 長 　　ほかにありませんか。  
(発言の声なし)

議 長 　　なければ、以上をもちまして、第1回の大仙市農業委員会総会を閉会します。  
どうも本日はご苦労さんでした。

(午後3時36分 閉会)